

2012年3月8日

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

民主党政策調査会厚生労働部門会議

障がい者ワーキングチーム (WT) 座長 岡本 充功 殿

障害者制度改革推進会議総合福祉部会 部会長 佐藤久夫

副部会長 尾上浩二

副部会長 茨木尚子

障害者総合支援法案に対する質問等

1 「基本理念」の「可能な限り」について

法案は、この「可能な限り」と「旨として」とが合わさって、必要な支援が限りなく遠のく印象を与える。骨格提言は、お金がない・資源がないとの理由で必要な支援が受けられない現状、しかも市町村格差が大きい現状を改め、必要な支援を権利として確保することを求めている。法案はそれを規定しないばかりか、現行法にもない「可能な限り」を入れ、現状でも過度な裁量権をさらに広げかねない。さらに、障害者基本法改正に関する去年の国会質疑で「可能な限り」について、「最大限努力する」との解釈が国の姿勢であると確認された。また基本法に続いて、まさに最大限の努力が必要な実定法分野でもこの表現が採用されれば、「出来なくても仕方ない」との現場の運用解釈（誤解）が広がる突破口となるのではないか。

2 障害者の範囲について

法案では、多種多様な難病のなかから一定の範囲を特定し、さらに「障害の程度」で限定するとされるが、これでは依然として谷間が残ることになる。中・軽度の聴覚障害や知的障害などで障害者手帳のない人々のことは考慮もされておらず、医学モデルを脱却し、障害にとまなう支援ニーズのある人はすべて対象とするという骨格提言の方向とは大きく異なっている。

3 利用者負担問題について

2010年12月の「つなぎ法」で規定ぶりは応益から応能に変更されたものの、また2006年の実施以降の負担軽減措置が運用でなされてきたものの、なお「1割を上限に家計の負担能力にに応じて負担する」仕組みは不変であり、自立支援医療問題など未解決である。骨格提言は、収入認定の対象を障害者は本人のみ、未成年者は世帯主のみにし、さらに利用者負担が支援を控えることにつながらないようにとの考え方を示したが、これが法案準備過程でどのように検討されたのか。また、障害にとまなう必要とされる支援は原則無償とするとの観点等はどのように検討されたのか。

4 支給決定について

骨格提言では「支援を必要とする障害者本人および家族の意向やその人が望む暮らし方を最大限尊重し、障害の無い他の者との平等を基盤として、個人の個別事情に即した必要十分な支給量が確保されること」を目標として、協議調整による支給決定の仕組みを提案した。法案で、法施行後3年を目途とする「障害者程度区分の認定を含めた支給決定の在り方」についての検討が明記された

ことは評価できるが、具体的にどのような新たな支給決定体制を目指して、検討は行われるのか。また、3年間の検討は、どのように計画的、段階的に進められるのか、具体的な行程を示していただきたい。また結果として「障害程度区分」は廃止するのか。

5 権利擁護について

骨格提言では、福祉サービスにおける虐待防止の仕組みのさらなる強化をめざして、障害当事者も含む第三者の訪問による権利擁護（オンブズパーソン）制度を提案したが、新たな法案では、サービス利用者の権利擁護はどのように強化されるのか。

6 本人及び家族をエンパワメントするシステムについて

骨格提言では国の相談支援体制の一つとして、障害当事者やその家族によるピアサポート体制を行うことを提案した。法案では、市町村が行う地域支援事業として当事者が自発的に行う活動に対する支援を行う事業が掲げられたが、これは障害者が行う自立生活プログラム、自立生活体験室、ピアカウンセリングなどの具体的なプログラムの支援を含むものなのか。また市町村事業として位置づけることは、地域格差を生むことはないのか。

7 支援体系について

①今回、本則に入れられた「重度訪問介護の対象拡大」「ケアホームのグループホームへの一元化」「地域生活支援事業の追加事業」に関して、骨格提言の計画的・段階的实施という点からその政令や通知等は検討されると考えてよいか。また、これらの検討の際に、障害当事者等の参画と意見反映が行われるものと考えてよいか。

②附則第二条には、「常時介護を要する障害者等に対する支援」「障害者等の移動の支援」「障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方」「障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方」「手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方」等が検討事項としてあげられている。これらの検討は、骨格提言の計画的・段階的实施の一環として行われると考えてよいか。だとすれば、骨格提言の通り、支給決定や就労支援に関する試行事業の実施等につき早急に検討されると考えてよいか。

③附則第二条の2には、「障害者及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とある。これを受けた検討体制はきわめて重要であるが、法案成立後、早急に検討体制がつけられると考えてよいか。また、障害者権利条約の基本精神でもある「私たち抜きに私たちのことを決めないで！」に基づいた検討体制になると考えてよいか。今後の検討において民主党WTの役割は重要と考えるが、検討事項へのフォローをどのように進めていくのか。

8 地域移行と地域基盤整備計画

骨格提言が提案する地域基盤整備10ヶ年戦略の策定・実施は、同提言「はじめに」の6つのポイントである「障害のない市民との平等と公平」「谷間や空白の解消」「格差の是正」「放置できない社会問題の解決」「本人のニーズにあった支援サービス」「安定した予算の確保」の観点からもきわめて重要なので、国として策定すべきであると考えているが、どのように進めていくのか。